

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：港湾局

機関名称	東京都港湾審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	地方自治法第138条の4第3項、港湾法第35条の2
設置年月日	1953-03-31
機関の目的・所掌内容	①都の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理運営に関する重要な事項の調査審議②東京都海上公園条例に規定する海上公園に関する事項の調査審議
委員数	37 名 (うち、女性委員数 14 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/shingikai/
問い合わせ先	港湾局 総務部 企画計理課 電話番号：03-5320-5514